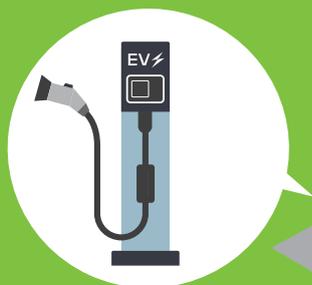




今お住まいのマンション等の利便性・資産価値向上に！

既存分譲マンションへの充電設備設置が優先される今がチャンスです！

お住まいの分譲マンション等に、EV・PHVの充電設備の設置がおすすめです。2030年に30万口の充電インフラを整備する目標に向け、令和7年度に行う補助金公募は選定方式を導入しています。充電設備のさらなる設置拡大および高出力化を促進します。あなたがお住まいの分譲マンション等の利便性や資産価値向上のためにもぜひEV・PHVの充電設備の設置をご検討ください。



第1期 4月
第2期 7月

申請受付
開始予定

充電設備の設置について、こんな風に思っていないか？

- 疑問-1 集合住宅にも、充電設備がつけられるの？
- 疑問-2 うちのマンションも補助の対象になるの？
- 疑問-3 申請の手続きって難しいんじゃないの？



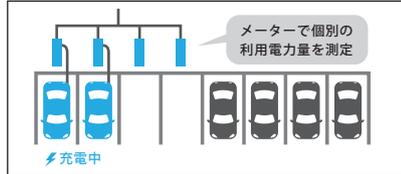
そんな、皆さまの疑問にお答えします！

答え-1

選択肢はいろいろ！ 個々の住宅環境に合わせて設置可能です！

入居者の利便性や駐車場の状況に合わせて、さまざまな設置方法があります。

占有区画にコンセントを設置・個人で利用。(利用電力は一括管理)



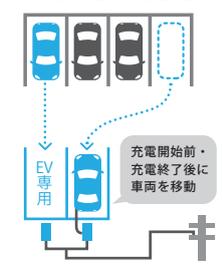
「個別設置型」

個別の駐車スペースに充電設備を設置し、駐車中に充電できます。アプリを使って、充電をコントロールできるシステムも導入できます。

POINT! アプリを利用した充電課金・料金徴収も可能
利用者ごとに課金・料金徴収ができるシステムを利用すれば、設置方法の形式を問わず、運用費の受益者負担も可能です。



予約時間まで自分の車庫などに駐車



「シェア型」

共用スペースなどに充電設備を設置し、複数の人で順番に利用していきます。専用スペースの用意が、必要になります。

POINT! 充電設備のみの電気契約も！
集合住宅とは別に、充電設備のみの電気契約も可能です。

POINT! 複数・高出力の充電設備を設置される際には電力デマンド値※にご注意を ※30分単位における平均使用電力(kW)
電力料金は、基本料金と電力使用量に基づく従量料金の合計額となります。基本料金は、過去1年間で最も値が高かった月のデマンド値に基づいて算出されることが多く、高出力な充電設備を設置した場合、設置前に比べて基本料金が高くなる可能性があります。充電設備の導入前には、ご契約されている電力会社等とご相談いただくことをおすすめします。

*上記は平置き駐車場のイメージですが、立体駐車場・機械式駐車場への設置例も増えてきています。

あなたのマンションも
対象に!

管理組合からの「マンション等簡易申請」を 優先的に補助します!

EV・PHVの充電設備設置のための補助事業は、選定方式となります。

既存分譲マンション等の管理組合からの申請は「マンション等簡易申請」を利用することで、通常のマンション設置の申請より優先的に選定されます。



マンション等簡易申請の条件に該当しない場合などは、普通充電(基礎充電)枠で申請可能です。
*通常申請の場合、平均的な工事より高額な工事が発生する場合でも補助を得られる可能性がありますが、申請手続きが複雑になり、選定の優先順位が低いため選定外となるリスクが高くなります。

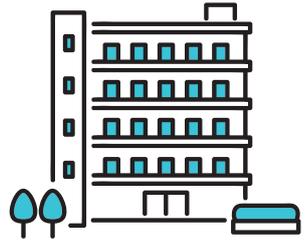
優先枠は、既存分譲マンションの管理組合が申請者となり、直接充電設備を保有する場合に限られます。右記の場合は優先枠では申請できません。

優先枠では申請できないもの

分譲であってもマンション管理組合が組織されていない新築物件

賃貸マンション

リース会社や充電事業法人などが申請者となる場合



手続きが
簡単に!

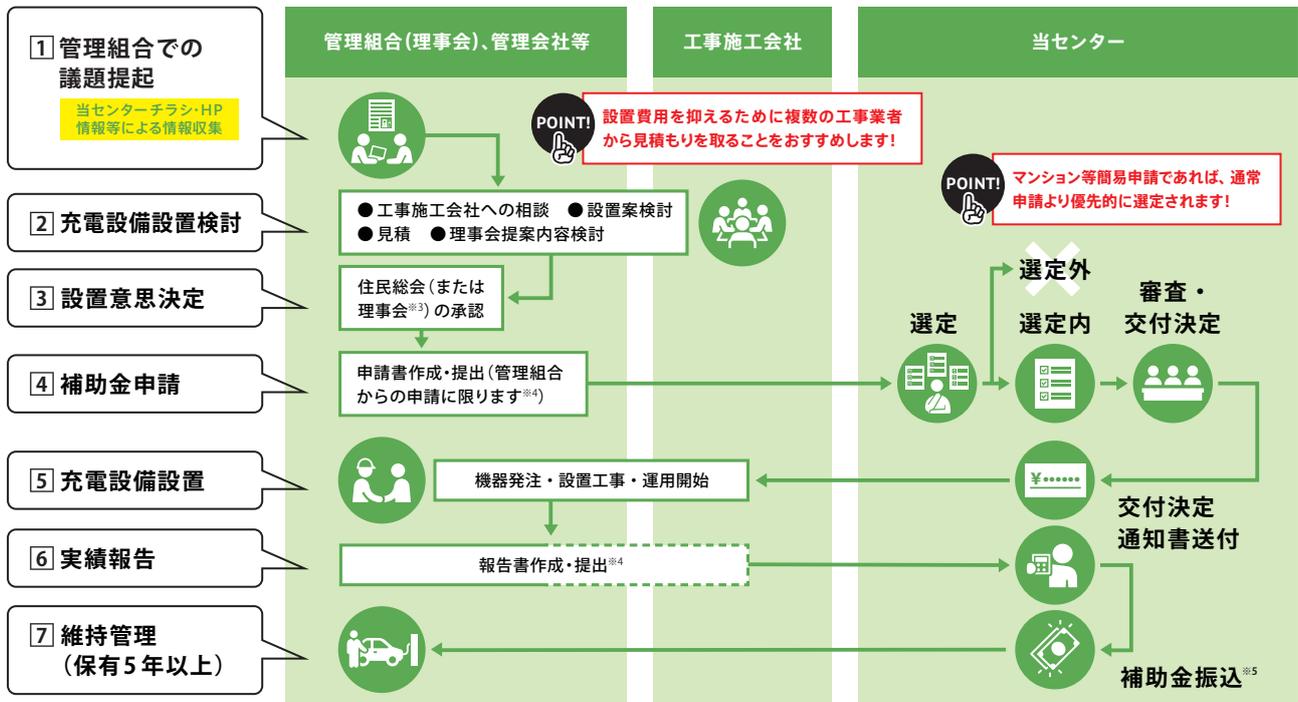
「マンション等簡易申請」により、管理組合からの 申請手続きが一部簡略化されました!

「マンション等簡易申請」では、工事申告の入力項目を少なくし、図面の記載を一部省略することで、交付申請および交付審査が簡略化されます。^{※1}
また、申請時に補助金交付見込額を把握することができます。^{※2}

※1. 申請された入力情報および提出書類に不備がある場合は審査に時間を要します。
※2. 補助金交付上限額は当センターのホームページに掲載の「申請の手引き」にてご案内しています。平均的な工事費用を元に交付額を算出しているため、交付決定額を予測することが簡易にできます。通常より費用が掛かる工事の場合は全額補助できない場合があります。



マンション等簡易申請における、充電設備導入の一般的な流れ



※3. 補助金申請の提出は理事会の承認のみで可能です。 ※4. 補助金申請は申請者である管理組合等の責任の下、行う必要があります。申請業務の一部を工事施工会社へ依頼することが可能です。
※5. 充電設備等設置工事の支払完了後に代金還元(キャッシュバック)を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますので、必ずセンターへ報告してください。

お問い合わせは

充電インフラ補助
コールセンター

0570-000-299

[受付時間: 9:15~12:00/13:00~17:00 (土・日・祝日は休み)]

<https://www.cev-pc.or.jp/>

一般社団法人 次世代自動車振興センター

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目16番3号 日本橋木村ビル

一般社団法人次世代自動車振興センターは、経済産業省からの補助金で電気自動車、プラグインハイブリッド自動車や充電設備の購入者等(リースを含む)に対する補助事業を行っています。

